

## 日本小児心身医学会研究助成金制度に関する規程

- 第1条 本助成金制度は、日本小児心身医学会の基礎研究・臨床研究の発展に寄与すること、および小児心身医学分野の研究者育成を目的としている。本助成金制度を「日本小児心身医学会研究助成金制度」と命名する（以下「本制度」：という）。
- 第2条 本制度申請資格者は本学会の会員であり、連続して5年以上在籍する者とする。  
さらに以下のいずれかの要件を満たす者とする。  
(1) 筆頭演者として本学会学術集会で2回以上の発表歴がある者  
(2) 日本小児心身医学会の認定医/認定心理士を有する者
- 第3条 助成金の交付額については、1件当たり30万円とする。交付は年に3件とし、そのうち1件は応募資格として申請時年齢を50歳未満とする。申請を希望する者は定められた日時までに申請書を提出しなければならない。
- 第4条 本制度の運営は理事長と総務委員会が行う。助成金交付の決定は、理事長および、研究委員会・研修委員会・ガイドライン統括委員会・地方会委員会・編集委員会の代表者からなる選考委員会で採点方式による候補者選出後、理事会での承認を得て決定する。ただし、応募者と同一施設に所属するものは選考委員に加わらないものとする。
- 第5条 本制度の助成金を受け取った者は、助成金を受け取った日から2年内に実績報告書・収支報告書を提出しなければならない。さらに3年内に本学会学術集会で成果発表をしなければならない。
- 第6条 本制度の助成金により行った成果を外部に発表する場合には、本制度助成金を受けて実施した旨を明記するものとする。
- 第7条 本制度の助成金を受け取った会員名と研究課題名を学会WEBサイトで公表する。
- 第8条 助成金の交付を受けた者は、研究課題を変更する場合は、変更申請書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 第9条 何らかの事情により研究の休止せざるをえない場合は、その理由を記した休止申請書を理事会に提出し承認を受けなければならない。
- 第10条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、理事会は交付決定者に助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき。
- (2) 助成金を支給目的に沿わない使途において使用したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) 疾病、不慮の事故、災害等のために活動継続する見込みがなくなったとき。
- (5) 助成対象者として適当でない事実があったとき。
- (6) その他、理事会が適当でないと判断したとき。

第 11 条 本制度は制度開始 5 年毎に本制度の継続可否について理事会で検討するものとする。

第 12 条 この規程の改訂は、理事会の決議により行うものとする。

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。